

令和2年度第3回

野田市国民健康保険運営協議会資料

野 田 市

議題（１） 令和３年度野田市国民健康保険料について

## 令和3年度野田市国民健康保険料等について

### 1 千葉県の確定係数に基づく算定結果

令和3年1月8日付けで、確定係数による試算に基づく令和3年度の標準保険料率及び事業費納付金が千葉県より示された（速報値）。

野田市の状況は下表のとおりとなる。

#### (1) 標準保険料率

	医療分			支援分		介護分	
	応能	応益		応能	応益	応能	応益
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
2年度 野田市現行	5.55%	9,000 円	24,600 円	2.82%	11,600 円	2.36%	12,600 円
仮係数 ①	7.09%	15,533 円	35,114 円	2.73%	10,927 円	2.73%	14,021 円
確定係数 ②	6.92%	15,167 円	34,287 円	2.85%	11,387 円	3.05%	15,727 円
係数差引 ②-①	-0.17%	-366 円	-827 円	0.12%	460 円	0.32%	1,706 円

#### (2) 事業費納付金

仮係数	4,579,303,906 円
確定係数	4,596,329,552 円
差引（確定係数-仮係数）	17,025,646 円

令和2年年12月22日に開催した国保運営協議会において、令和3年度の保険料率について、7パターンの基金投入によるシミュレーションの分析を行い、ケース4の保険料率を採用することで決定した。

今回、確定係数が示され、事業納付金及び標準保険料率に変更されたことから、ケース4の保険料率で、あらためて基金投入額等のシミュレーションを行った。

## 2 仮係数及び確定係数に基づくシミュレーションの比較

### (1) 基金投入額・保険料増減額世帯数

	基金投入額	医療分			支援分		介護分		現行料額との比較		特別調整 交付金等
		応能	応益		応能	応益	応能	応益	増額数	減額数	
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割			
現行の保険料率 (仮係数)	8億7,570万円	5.55%	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	—	—	1億7,935万円
現行の保険料率 (確定係数)	8億9,120万円	5.55%	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	—	—	1億8,085万円
ケース4・・・① (仮係数に基づくシミュレーション)	8億9,710万円	5.55%	8,400円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	0世帯	23,001世帯	1億7,935万円
ケース4・・・② (確定係数に基づくシミュレーション)	9億1,270万円	5.55%	8,400円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	0世帯	23,001世帯	1億8,085万円
差引 ②-①	1,560万円	0.00%	0円	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0世帯	23,001世帯	150万円

### (2) 賦課割合・一人当たりの保険

	医療分			支援分		介護分		賦課割合		一人当たり の保険料
	応能	応益		応能	応益	応能	応益	応能	応益	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割			
現行の保険料率 (仮係数)	5.55%	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	59.38%	46.62%	79,171円
現行の保険料率 (確定係数)	5.55%	9,000円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	59.38%	46.62%	79,171円
ケース4・・・① (仮係数に基づくシミュレーション)	5.55%	8,400円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	59.76%	40.24%	78,745円
ケース4・・・② (確定係数に基づくシミュレーション)	5.55%	8,400円	24,600円	2.82%	11,600円	2.36%	12,600円	59.76%	40.24%	78,745円
差引 ②-①	0.00%	0円	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%	0.00%	0円

#### <シミュレーション結果>

- ◇ 仮係数に基づくシミュレーションと比較して、基金の投入額は1,560万円増加しているが、令和3年度の保険料率は、新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下にあることを考慮し、被保険者に保険料の負担と不安をあたえることのないようケース4を採用する。

議題（２） 野田市国民健康保険条例の改正等について

# 野田市国民健康保険条例の改正等について

## 1 野田市国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険の適用除外規定の見直し、令和3年度の保険料率の改定、平成30年度税制改正、令和2年度税制改正に伴い、野田市国民健康保険条例を以下のとおり改正する。

### (1) 適用除外規定の見直し【第4条の2】

次の①を国民健康保険の適用除外規定（国保の被保険者とししない者に関する規定）から削除し、②を適用除外とする規定を加える。

- ①老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに收容されている者であつて、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定した者。
- ②児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法の規定による扶養義務者のないもの。

### 【改正の理由】

①については、厚生労働省が昭和47年に発出した通知において、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者については、その入所者の収入・資産と、負担すべき保険料や療養の給付を受ける場合に支払うこととなる自己負担額等を比較し、収入・資産が保険料や自己負担額等の金額に満たない場合には、国保の被保険者とししないこととされていたため、現在、野田市国保条例において国保の適用を除外すると規定している。

しかし、上記通知についてはすでに廃止されているとの連絡が国から県にあり、県から市町村に対して、未だ条例に規定している市町村においては、時期を見計らって適宜削除することが適当であるとの通知があったことから、今回、当該規定を削除するもの。

なお、現在この規定を適用している者はいないため、改正の影響はない。

②については、医療費を公費負担できるため、国保の適用を除外することになるが、現在、野田市国保条例には適用を除外するとの規定がされていない。

条例における規定について、国から県に再度条例を見直すよう依頼があり、県から市町村に対して、条例に規定していない場合は条例改正をするよう通知があったことから、当該規定を加えるもの。

なお、これまでも実際には適用を除外していることから、改正による影響はない。

## (2) 令和3年度保険料率の改定

### 医療分の保険料率改定【第15条】

#### ・被保険者均等割

被保険者1人について「9,000円」を「8,400円」に変更。

## (3) 税制改正に伴う改正

### ①低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について【第14条】

令和2年度税制改正において、低未利用土地の譲渡をした場合の税法上の特別控除について規定されたため、所要の見直しを行う。

### ②保険料軽減判定基準の改正【第37条、附則第3項】

低所得世帯の保険料負担を軽減するため、世帯主、国保加入者及び旧国保被保険者の総所得金額等が一定額以下の場合、均等割額及び平等割額を7割、5割又は2割軽減する措置を講じている。

平成30年度税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除が10万円引き上げられたため、給与所得者や公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯の場合、当人の収入に変化がない場合でも、保険料軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を排除するため、軽減判定基準において、基準額に被保険者のうち給与所得者等（※）の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとする。

#### ※給与所得者等

給与所得者（給与収入55万円超の者に限る）と公的年金等の支給を受ける者（当該年金の収入金額が65歳未満の場合は60万円超、65歳以上の場合は110万円超の者に限る）。

また、軽減判定を行う際、65歳以上の者の公的年金に係る所得については、当分の間、15万円を控除した金額を基準判定に用いることになっていることから、「当該公的年金等収入の収入金額が110万円を超える者」の「110万円」を「125万円」に読み替える規定を加える。

軽減判定基準

	改正前	改正後
7割軽減	総所得金額等の合計が基礎控除額(33万円)以下	総所得金額等の合計が基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	総所得金額等の合計が基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数以下	総所得金額等の合計が基礎控除額(43万円) +28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	総所得金額等の合計が基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数以下	総所得金額等の合計が基礎控除額(43万円) +52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

(例1) 1人世帯で給与収入金額 930,000 円の場合

【改正前】

総所得金額等 280,000 円 (=930,000 円 - 給与所得控除 650,000 円)  
軽減基準額 330,000 円  $\geq$  総所得金額等 280,000 円  $\Rightarrow$  7割軽減に該当

【改正後】

総所得金額等 380,000 円 (=930,000 円 - 給与所得控除 550,000 円)  
軽減基準額 430,000 円  $\geq$  総所得金額等 380,000 円  
 $\Rightarrow$  これまで通り 7割軽減に該当する

(例2) 2人世帯で給与収入金額 930,000 円の者Aと給与収入金額 1,700,000 円の者Bがいる場合

【改正前】

A : 総所得金額等 280,000 円 (=930,000 円 - 給与所得控除 650,000 円)  
B : 総所得金額等 1,020,000 円 (=1,700,000 円 - 給与所得控除 680,000 円)  
軽減基準額 33万円 + 52万円  $\times$  2人  
軽減基準額 1,370,000 円  $\geq$  総所得金額等の合計 1,300,000 円  
 $\Rightarrow$  2割軽減に該当

【改正後】

A : 総所得金額等 380,000 円 (=930,000 円 - 給与所得控除 550,000 円)  
B : 総所得金額等 1,120,000 円 (=1,700,000 円 - 給与所得控除 580,000 円)  
軽減基準額 = 43万円 + 52万円  $\times$  2人 + 10万円  $\times$  (給与所得者等の数 2 - 1)  
軽減基準額 1,570,000 円  $\geq$  総所得金額等の合計 1,500,000 円  
 $\Rightarrow$  これまで通り 2割軽減に該当



## 2 野田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例、同施行規則の廃止

これまで、野田市の国民健康保険では出産費を支払うための資金を貸し付ける「出産費資金貸付」を行ってきたが、被保険者に代わって医療機関が国保連合会を通じて市に出産育児一時金を請求し受け取る「直接支払制度」や、被保険者が病院等を出産育児一時金の受取代理人とし、病院等が被保険者に代わって市に対して出産育児一時金を請求し受け取る「受取代理制度」がはじまったことにより、被保険者が一時的に出産費を負担する必要がなくなったことから、平成23年度を最後に貸付実績がない。

今後も貸付けを行う見込みがないことから、令和2年度末で制度を廃止することとし、根拠となる野田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例、同施行規則を廃止しようとするもの。

### 【参考】 出産費資金貸付制度について

- ・ 出産育児一時金支給額（42万円）の80/100を限度に貸付けを行う。
- ・ 対象者は国民健康保険の被保険者であって、次のいずれかに該当する者を世帯に有する世帯主。
  - ① 出産予定日まで1月以内の者。
  - ② 妊娠4月以上の者で、当該出産に要する費用について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者。

議題（３） 令和３年度野田市国民健康保険特別会計予算  
（案）について

令和2・3年度 国民健康保険特別会計 予算比較

【歳入】

(単位：円)

科目	2年度予算 A	3年度予算案 B	増減額 B-A	増減率 B/A
① 国民健康保険保険料	3,071,075,000	2,806,343,000	▲ 264,732,000	91.4%
② 国民健康保険保険税	155,913,000	99,505,000	▲ 56,408,000	63.8%
計（保険料＋保険税）	3,226,988,000	2,905,848,000	▲ 321,140,000	90.0%
③ 一部負担金	4,000	1,000	▲ 3,000	25.0%
④ 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	100.0%
⑤ 国庫支出金	1,533,000	116,000	▲ 1,417,000	7.6%
⑥ 県支出金	12,500,280,000	12,067,054,000	▲ 433,226,000	96.5%
⑦ 財産収入	191,000	38,000	▲ 153,000	19.9%
⑧ 繰入金	1,608,783,000	1,778,434,000	169,651,000	110.5%
法定内繰入	875,783,000	815,734,000	▲ 60,049,000	93.1%
法定外繰入				
財政調整基金繰入	733,000,000	962,700,000	229,700,000	131.3%
⑨ 繰越金	68,561,000	49,479,000	▲ 19,082,000	72.2%
⑩ 諸収入	42,659,000	59,029,000	16,370,000	138.4%
歳入合計	17,449,000,000	16,860,000,000	▲ 589,000,000	96.6%

【歳出】

(単位：円)

科目	2年度現計予算 A	3年度予算案 B	増減額 B-A	増減率 B/A
① 総務費	167,193,000	151,957,000	▲ 15,236,000	90.9%
② 保険給付費	12,319,200,000	11,899,010,000	▲ 420,190,000	96.6%
③ 国保事業費納付金	4,647,464,000	4,598,043,000	▲ 49,421,000	98.9%
④ 共同事業拠出金	5,000	5,000	0	100.0%
⑤ 財政安定化基金拠出金	1,000	0	▲ 1,000	皆減
⑥ 保健事業費	205,982,000	157,355,000	▲ 48,627,000	76.4%
⑦ 基金積立金	191,000	39,000	▲ 152,000	20.4%
⑧ 諸支出金	46,145,000	35,815,000	▲ 10,330,000	77.6%
⑨ 予備費	62,819,000	17,776,000	▲ 45,043,000	28.3%
歳出合計	17,449,000,000	16,860,000,000	▲ 589,000,000	96.6%

令和2・3年度 国民健康保険特別会計 予算比較

【歳入】

(単位：円)

科目		2年度予算 A	3年度予算案 B	増減額 B-A	増減率 B/A	
① 国民健康保険料	一般分	医療給付費分現年課料分	1,827,309,000	1,667,134,000	▲ 160,175,000	91.2%
		後期高齢者支援金現年課料分	888,580,000	816,177,000	▲ 72,403,000	91.9%
		介護納付金分現年課料分	274,500,000	250,072,000	▲ 24,428,000	91.1%
		医療給付費分滞納繰越分	50,083,000	42,694,000	▲ 7,389,000	85.2%
		後期高齢者支援金滞納繰越分	22,802,000	22,258,000	▲ 544,000	97.6%
		介護納付金分滞納繰越分	7,752,000	8,008,000	▲ 256,000	103.3%
	小計	3,071,026,000	2,806,343,000	▲ 264,683,000	91.4%	
	退職分	医療給付費分現年課料分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		後期高齢者支援金現年課料分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		介護納付金分現年課料分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		医療給付費分滞納繰越分	25,000	0	▲ 25,000	皆減
		後期高齢者支援金滞納繰越分	12,000	0	▲ 12,000	皆減
		介護納付金分滞納繰越分	9,000	0	▲ 9,000	皆減
	小計	49,000	0	▲ 49,000	皆減	
計	3,071,075,000	2,806,343,000	▲ 264,732,000	91.4%		
② 国民健康保険税	一般分	医療給付費分現年課税分	1,471,000	0	▲ 1,471,000	皆減
		後期高齢者支援金現年課税分	372,000	0	▲ 372,000	皆減
		介護納付金分現年課税分	117,000	0	▲ 117,000	皆減
		医療給付費分滞納繰越分	112,301,000	72,766,000	▲ 39,535,000	64.8%
		後期高齢者支援金滞納繰越分	26,198,000	17,024,000	▲ 9,174,000	65.0%
		介護納付金分滞納繰越分	13,928,000	8,894,000	▲ 5,034,000	63.9%
	小計	154,387,000	98,684,000	▲ 55,703,000	63.9%	
	退職分	医療給付費分現年課税分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		後期高齢者支援金現年課税分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		介護納付金分現年課税分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		医療給付費分滞納繰越分	1,053,000	570,000	▲ 483,000	54.1%
		後期高齢者支援金滞納繰越分	238,000	126,000	▲ 112,000	52.9%
		介護納付金分滞納繰越分	232,000	125,000	▲ 107,000	53.9%
	小計	1,526,000	821,000	▲ 705,000	53.8%	
計	155,913,000	99,505,000	▲ 56,408,000	63.8%		
国民健康保険料+国民健康保険税		3,226,988,000	2,905,848,000	▲ 321,140,000	90.0%	
③ 一部負担金	一般分	現年度分	1,000	1,000	0	100.0%
		滞納繰越分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		小計	2,000	1,000	▲ 1,000	50.0%
	退職分	現年度分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		滞納繰越分	1,000	0	▲ 1,000	皆減
		小計	2,000	0	▲ 2,000	皆減
計	4,000	1,000	▲ 3,000	25.0%		
④ 使用料及び手数料	納付証明手数料	1,000	1,000	0	100.0%	
⑤ 国庫支出金	災害臨時特例補助金	358,000	116,000	▲ 242,000	32.4%	
	国保制度関係業務事業費補助金	1,175,000	0	▲ 1,175,000	皆減	
	計	1,533,000	116,000	▲ 1,417,000	7.6%	
⑥ 県支出金	保険給付費等交付金	保険給付費等交付金(普通交付金)	12,253,413,000	11,844,489,000	▲ 408,924,000	96.7%
		保険給付費等交付金(特別交付金)	246,866,000	222,564,000	▲ 24,302,000	90.2%
		保険者努力支援分	58,704,000	61,673,000	▲ 2,969,000	105.1%
		特別調整交付金分	22,445,000	14,354,000	▲ 8,091,000	64.0%
		県繰入金	111,174,000	105,317,000	▲ 5,857,000	94.7%
		特定健診等負担金	54,543,000	41,220,000	▲ 13,323,000	75.6%
	小計	12,500,279,000	12,067,053,000	▲ 433,226,000	96.5%	
	財政安定化基金交付金	1,000	1,000	0	100.0%	
	計	12,500,280,000	12,067,054,000	▲ 433,226,000	96.5%	
	⑦ 財産収入	財政調整基金利子	190,000	38,000	▲ 152,000	20.0%
出産費資金貸付基金利子		1,000	0	▲ 1,000	皆減	
計	191,000	38,000	▲ 153,000	19.9%		
⑧ 繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	410,506,000	381,097,000	▲ 29,409,000	92.8%
		保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	266,694,000	254,680,000	▲ 12,014,000	95.5%
		人件費繰入金	88,889,000	82,505,000	▲ 6,384,000	92.8%
		事務費繰入金	73,854,000	69,452,000	▲ 4,402,000	94.0%
		出産育児一時金繰入金	35,840,000	28,000,000	▲ 7,840,000	78.1%
		財政安定化支援事業繰入金				
		その他一般会計繰入金				
	小計	875,783,000	815,734,000	▲ 60,049,000	93.1%	
財政調整基金繰入金	733,000,000	962,700,000	▲ 229,700,000	131.3%		
計	1,608,783,000	1,778,434,000	▲ 169,651,000	110.5%		
⑨ 繰越金	その他の繰越金	68,561,000	49,479,000	▲ 19,082,000	72.2%	
⑩ 諸収入	延滞金加算金及び過料、預金利子、雑入	42,659,000	59,029,000	▲ 16,370,000	138.4%	
歳入合計		17,449,000,000	16,860,000,000	▲ 589,000,000	96.6%	

【歳出】

(単位：円)

科目		2年度予算 A	3年度予算案 B	増減額 B-A	増減率 B/A	
① 総務費	総務管理費	一般管理費	142,013,000	133,208,000	▲ 8,805,000	93.8%
		国民健康保険団体連合会負担金	3,941,000	3,848,000	▲ 93,000	97.6%
	徴収費	賦課事務費	5,127,000	4,697,000	▲ 430,000	91.6%
		徴収事務費	15,689,000	9,950,000	▲ 5,739,000	63.4%
	運営協議会費	423,000	254,000	▲ 169,000	60.0%	
	計	167,193,000	151,957,000	▲ 15,236,000	90.9%	
② 保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	10,583,437,000	10,229,235,000	▲ 354,202,000	96.7%
		退職被保険者等療養給付費	888,000	0	▲ 888,000	皆減
		一般被保険者療養費	125,304,000	107,860,000	▲ 17,444,000	86.1%
		退職被保険者等療養費	52,000	0	▲ 52,000	皆減
		審査支払手数料	25,594,000	24,207,000	▲ 1,387,000	94.6%
		小計(1)	10,735,275,000	10,361,302,000	▲ 373,973,000	96.5%
	高額療養費	一般被保険者高額療養費	1,515,718,000	1,481,518,000	▲ 34,200,000	97.7%
		退職被保険者等高額療養費	276,000	0	▲ 276,000	皆減
		一般被保険者高額介護合算療養費	1,789,000	1,369,000	▲ 420,000	76.5%
		退職被保険者等高額介護合算療養費	5,000	0	▲ 5,000	皆減
	小計(2)	1,517,788,000	1,482,887,000	▲ 34,901,000	97.7%	
	移送費	一般被保険者移送費	300,000	300,000	0	100.0%
		退職被保険者等移送費	50,000	0	▲ 50,000	皆減
	小計(3)	350,000	300,000	▲ 50,000	85.7%	
小計(1)~(3)の計	12,253,413,000	11,844,489,000	▲ 408,924,000	96.7%		
出産育児諸費	出産育児一時金	53,760,000	42,000,000	▲ 11,760,000	78.1%	
	支払手数料	27,000	21,000	▲ 6,000	77.8%	
小計	53,787,000	42,021,000	▲ 11,766,000	78.1%		
葬祭諸費	12,000,000	12,000,000	0	100.0%		
傷病手当諸費		500,000	500,000	皆増		
計	12,319,200,000	11,899,010,000	▲ 420,190,000	96.6%		
③ 国保事業費納付金	医療給付費分	一般被保険者医療費給付費分	3,177,245,000	3,061,043,000	▲ 116,202,000	96.3%
		退職被保険者医療費給付費分	5,707,000	1,712,000	▲ 3,995,000	30.0%
	小計	3,182,952,000	3,062,755,000	▲ 120,197,000	96.2%	
	後期高齢者支援金等分	一般被保険者医療費給付費分	1,106,302,000	1,098,221,000	▲ 8,081,000	99.3%
	退職被保険者医療費給付費分					
小計	1,106,302,000	1,098,221,000	▲ 8,081,000	99.3%		
介護納付金分		358,210,000	437,067,000	▲ 78,857,000	122.0%	
計	4,647,464,000	4,598,043,000	▲ 49,421,000	98.9%		
④ 共同事業拠出金	その他共同事業事務費拠出金	5,000	5,000	0	100.0%	
⑤ 財政安定化基金拠出金		1,000	0	▲ 1,000	皆減	
⑥ 保健事業費	健康づくり事業諸費	14,245,000	10,226,000	▲ 4,019,000	71.8%	
	医療費適正化事業費	184,000	166,000	▲ 18,000	90.2%	
	はり、きゅう、あん摩等利用助成費	9,754,000	8,154,000	▲ 1,600,000	83.6%	
	人間ドック費用助成費	30,214,000	21,402,000	▲ 8,812,000	70.8%	
	若者健康診査事業費	10,223,000	7,500,000	▲ 2,723,000	73.4%	
	特定健診事業費	141,362,000	109,907,000	▲ 31,455,000	77.7%	
	計	205,982,000	157,355,000	▲ 48,627,000	76.4%	
⑦ 基金積立金	財政調整基金積立金	191,000	39,000	▲ 152,000	20.4%	
	一般被保険者保険料還付金	35,000,000	25,000,000	▲ 10,000,000	71.4%	
	退職被保険者等保険料還付金	400,000	100,000	▲ 300,000	25.0%	
	県支出金精算に伴う過年度分返還金	10,000,000	10,000,000	0	100.0%	
	一般被保険者過誤納還付加算金	700,000	700,000	0	100.0%	
退職被保険者等過誤納還付加算金	45,000	15,000	▲ 30,000	33.3%		
計	46,145,000	35,815,000	▲ 10,330,000	77.6%		
⑧ 諸支出金	償還金及び還付加算金	62,819,000	17,776,000	▲ 45,043,000	28.3%	
⑨ 予備費	予備費	62,819,000	17,776,000	▲ 45,043,000	28.3%	
歳出合計		17,449,000,000	16,860,000,000	▲ 589,000,000	96.6%	
歳入歳出差引		0	0	0		